

嘉手納町屋良東部地区地域振興施設条例施行規則

平成18年6月29日

規則第9号

改正 平成25年10月10日規則第40号

嘉手納町屋良東部地区地域振興施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年嘉手納町規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、嘉手納町屋良東部地区地域振興施設条例（平成18年嘉手納町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用面積の計算）

第2条 嘉手納町屋良東部地区地域振興施設（以下「屋良地域振興施設」という。）の利用面積の計算は、小数点以下を切り上げるものとする。

（利用場所の指定）

第3条 屋良地域振興施設の利用場所は、指定管理者が指定する。

（利用料金の日割計算）

第4条 月の中途において、屋良地域振興施設の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の利用料金は、日割によって計算する。

（利用料金の減免）

第5条 条例第8条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 町及び教育委員会が主催及び共催する行事に利用する場合 免除
- （2） 国及び地方公共団体が利用する場合 5割減額
- （3） その他町長が必要と認めた場合 5割減額又は免除

（平25規則40・一部改正）

（利用料金の還付）

第6条 条例第9条ただし書の規定により利用料金を還付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害その他の事故により利用できなくなった場合 全額
- （2） 利用日の5日前までに利用の取消許可を受けた場合 半額
- （3） その他町長が必要と認めた場合 全額又は半額

(利用者の費用負担義務)

第7条 次に掲げる費用は、条例第6条第1項の許可を受けた者の負担とする。

- (1) 利用に係る電気、上下水道、電話等の料金
- (2) 汚物及びゴミの処理に要する費用
- (3) 共益施設の維持管理に要する費用

(遵守事項)

第8条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (3) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (5) その他指定管理者の指示すること。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第40号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。